

平成20年12月4日付け津市監査委員告示第11号公表分

(1) 健康福祉部

ア 介護保険課

監査の結果	津市介護保険条例第13条第1項は、保険料の納付義務者が納期限後に保険料を納付する場合において、当該納付金額が2,000円以上であるときは、延滞金を納付しなければならないと定めているが、同課ではこれを徴収していないことから、同条の定めるところにより、延滞金を徴収されたい。
措置の内容	平成23年度当初において、介護保険システム(MCWE L)の改修を行い、延滞金の計算、催告書等への反映が可能となったことから、同年度から延滞金を徴収している。